



箱根町記者発表資料

「ウクライナ人道危機救援金」受付の実施について

1 目的

ウクライナ各地で激化している戦闘により、深刻な人道危機に直面している紛争犠牲者を支援するため、救援金の受付をします。受付した救援金は、日本赤十字社神奈川県支部を經由し、国際赤十字を通じて赤十字事業の救援活動に使われます。

2 内容

[救援金名]

ウクライナ人道危機救援金

[受付期間]

令和4年3月22日（火）から令和4年5月31日（火）まで

※各所の開庁時間、各施設の営業時間内で受付します。

[受付方法]

(1) 募金箱による受付

以下の14箇所で行います。

- ・ 福祉課
- ・ 郷土資料館
- ・ 温泉出張所
- ・ 社会教育センター
- ・ 宮城野出張所
- ・ 箱根関所
- ・ 仙石原出張所
- ・ 箱根ジオミュージアム
- ・ 箱根出張所
- ・ 森のふれあい館
- ・ 総務防災課町民係
- ・ 箱根湿生花園
- ・ 総合保健福祉センターさくら館
- ・ 老人福祉センターやまなみ荘

(2) 窓口による受付

高額な救援金や、領収証を必要とする場合は、以下の5箇所で行います。

- ・ 福祉課
- ・ 温泉出張所
- ・ 宮城野出張所
- ・ 仙石原出張所
- ・ 箱根出張所

3 その他

町ホームページにおいても周知します。

照会先

箱根町福祉部福祉課地域福祉係 担当 道久

電話 0460-85-7790

E-mail web_fukushi@town.hakone.kanagawa.jp